



香川用水 土地改良区だより

第 73 号

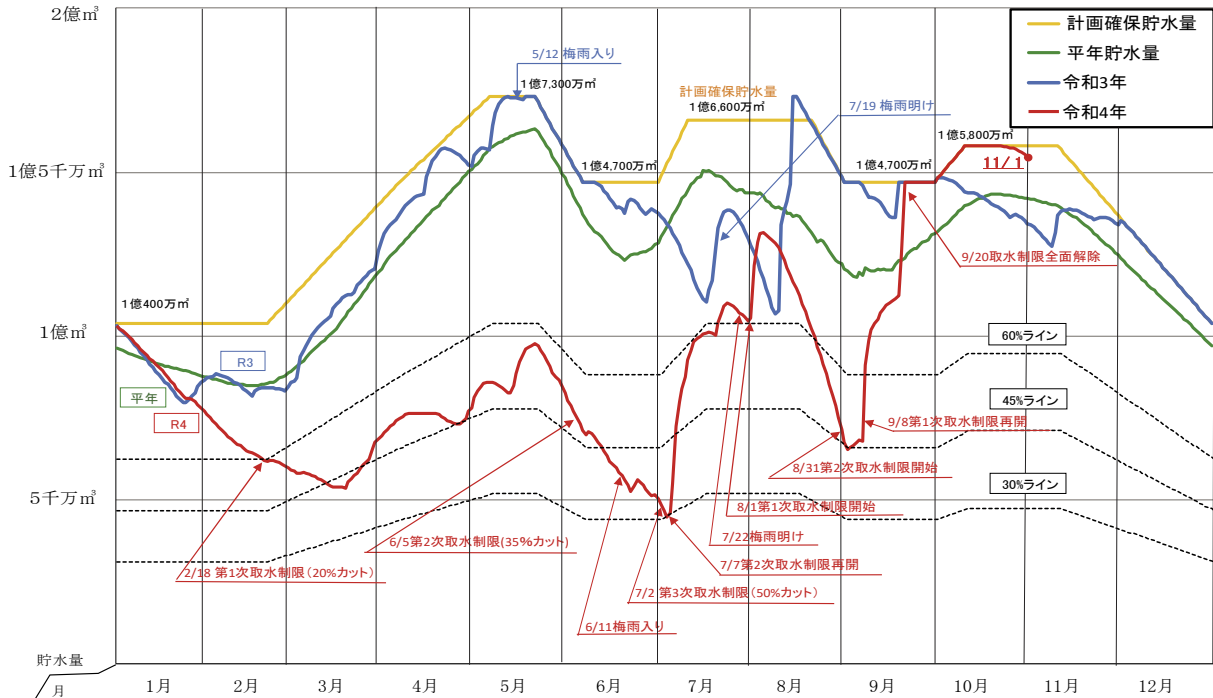
発行日 令和4年11月25日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町5丁目1番29号
TEL087(802)5711
FAX087(802)5744
発行人 事務局長 小山 輝己

香川用水クリーンアップ大作戦実施！



令和4年の取水制限について

早明浦ダムの貯水状況（11月1日現在）



実施日時	制限の内容	削減率
2月18日午前9時	第1次制限	20%
3月19日午前9時	一時的解除	-
3月20日午後5時	第1次制限	20%
3月27日午後1時	一時的解除	-
3月29日午後5時	第1次制限	20%
5月13日午後2時	一時的解除	-
5月14日午後5時	第1次制限	20%
6月5日午前9時	第2次制限	35%
7月2日午前9時	第3次制限	50%
7月5日午前9時	一時的解除	-
7月7日午後5時	第2次制限	35%
7月20日午前10時	一時的解除	-
7月21日午前12時	第2次制限	35%
8月1日午後2時	第1次制限	20%
8月31日午前9時	第2次制限	35%
9月6日午後2時	一時的解除	-
9月8日午後2時	第1次制限	20%
9月20日午前9時	全面解除	-

香川用水の水源である早明浦ダムは、昨年12月からの少雨傾向により貯水率が低下し、冬渇水として23年振りの第1次取水制限が2月18日から開始されました。3月に2回、5月に1回、降雨による取水制限の一時的な制限解除が実施されましたが、少雨傾向は継続し、かんがい期に入っても、早明浦ダムの貯水率は低下し続け、旧大川村役場が湖面に出現するなど厳しい状況となりました。

水稻を中心に農業用水の需要期を迎え、第3次取水制限の実施、第4次取水制限への強化が間近に迫り、さらに厳しい水事情が想定されたことから、6月27日に平成28年8月以来となる配水管理委員会を開催し、今後の農業用水の配水方針を協議しました。こうした中、7月2日には、9年振りに削減率を50%とする第3次取水制限が実施されました。

その後、台風4号・5号の影響等による降雨により、一時的な制限解除を繰り返しながら、早明浦ダムの貯水率が70%以上に回復したことで、8月1日から削減率20%の第1次取水制限に緩和されていましたが、早明浦ダム上流域の8月の降雨量が平年の2割程度と極端に少なく、早明浦ダムの貯水率が45%以下となった

8月31日からは削減率35%の第2次取水制限に強化されました。

9月に入り、台風11号接近に伴う降雨を受け、9月8日から第1次取水制限に緩和されました。その後、9月19日から20日にかけて、日本列島を縦断した大型の台風14号の影響で早明浦ダムの上流域でまとまった降雨があり、早明浦ダムの貯水率が100%に回復し、過去最長の215日間に及んだ香川用水の取水制限は9月20日に全面解除されました。

取水制限中は、水利関係者の方々に香川用水の配水調整と節水にご協力いただき、無事、豊穡の秋を迎えることが出来ました。改めて皆様方にお礼を申し上げます。

第142回理事会を開催

(令和3年度収支決算などを議決)



去る10月27日(木)、午前10時から高松市福岡町の「ホテルパールガーデン」において、第142回香川用水土地改良区理事会を開催しました。理事会には、役員、相談役あわせて35名の方々に出席いただきました。初めに五所野尾理事長の招集挨拶の後、来賓を代表して新池香川県農政水産部長、平山香川用水二期農業水利事業所長、南保水資源機構香川用水管理所長から祝辞をいただきました。この後議事に入り、令和3年度事業報告及び収支決算等3議案について審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

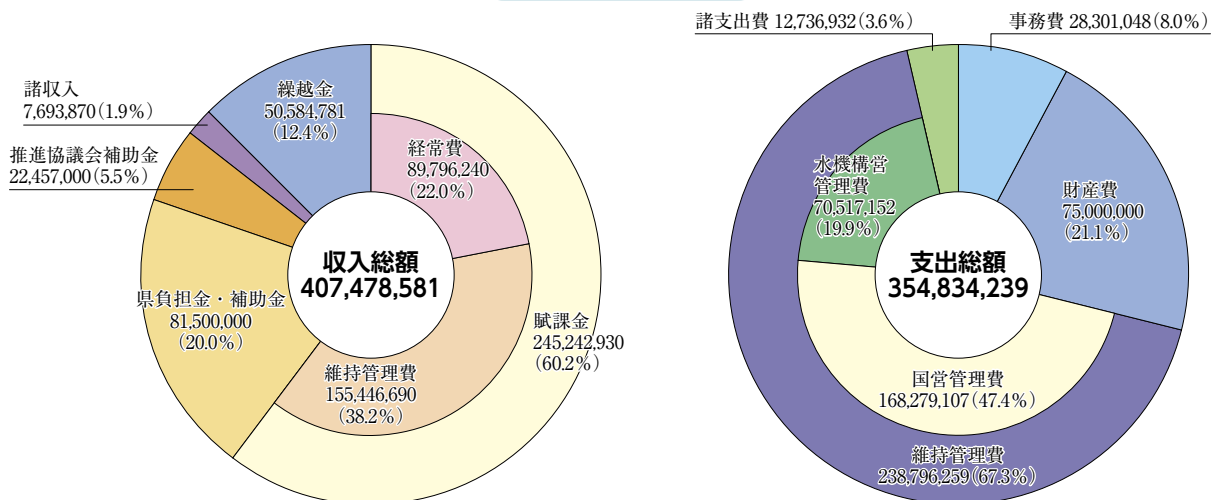
議決された議案

- 第1号議案 令和3年度事業報告及び財産目録の承認について
- 第2号議案 令和3年度収支決算の承認について
- 第3号議案 香川用水土地改良区職員給与規程の一部改正について

令和3年度一般会計収支決算の概要

令和3年度一般会計収支決算は、収入総額407,478,581円に対し、支出総額354,834,239円となっており、52,644,342円を令和4年度に繰越すこととなりました。

一般会計収支決算



単位：円 ()内は構成率を示す

香川用水二期事業の工事実施状況について

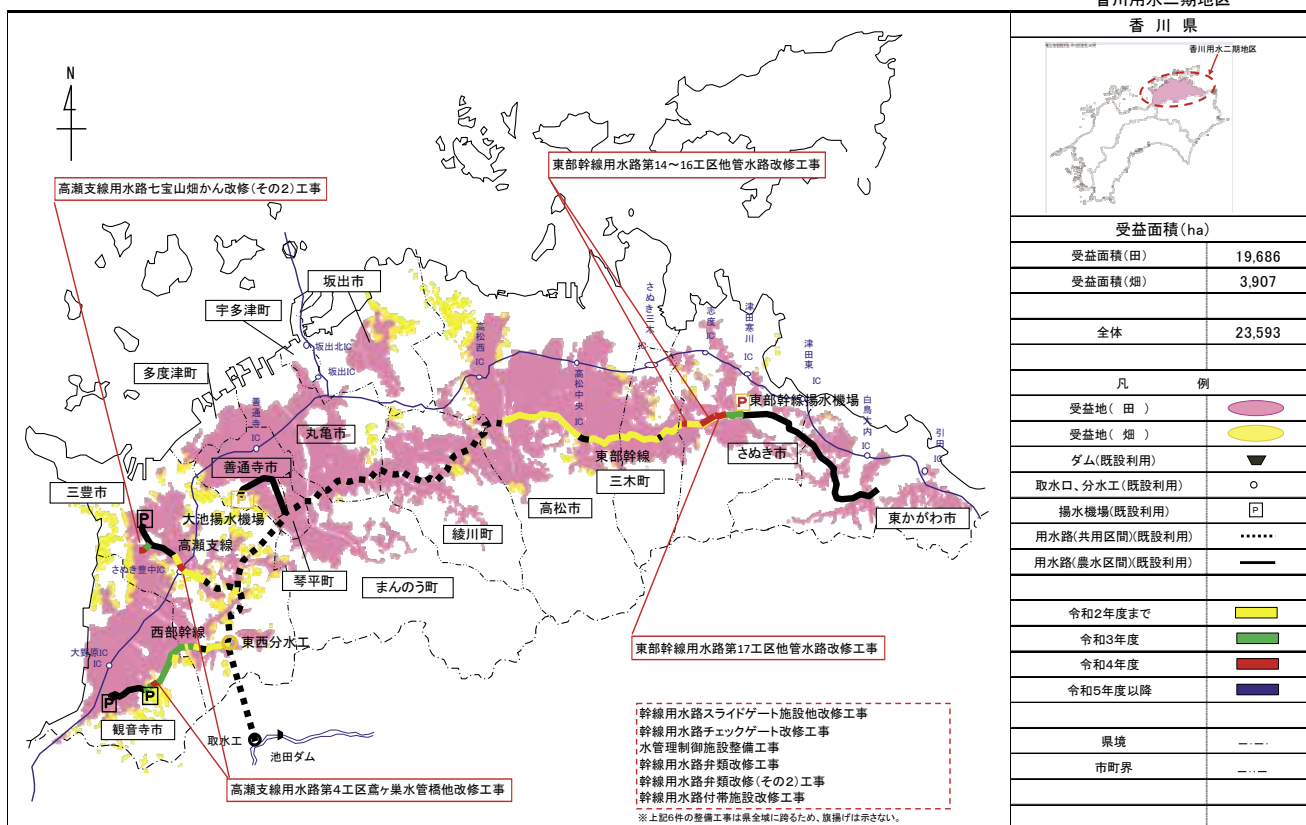
平成26年度から実施されている国営香川用水二期土地改良事業も9年目を迎え、今年度は本線水路整備（東部幹線における鞘管工等、西部幹線・高瀬支線における水管橋耐震補強等）に加え、付帯施設整備（各幹線におけるゲート・バルブ類整備、水管理制御施設整備等）の工事が実施されています。

工事の実施に際し、関係水利団体及び隣接する周辺地域住民の皆様方には何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願いします。

年度別実施計画表

全体計画		令和3年度迄	令和4年度 (令和3年度補正含む)	令和5年度以降
施設名	事業量	事業量	事業量	事業量
1. 用水路	27.7km	26.0km	1.7km	1式
2. 水管理施設	1式	1式	1式	-
3. 揚水機場	2カ所	2カ所	-	-
4. 工事諸費等	1式	測量、設計他	測量、設計他	1式
事業費（百万円）	17,200	15,346	1,500	354
進捗率	100%	89%	9%	2%

令和4年度工事概要図



令和4年度工事箇所及び施工内容

○本線水路整備

- ・ 東部幹線用水路第14～16工区他管水路改修工事【鞘管工、表面被覆等】
- ・ 東部幹線用水路第17工区他管水路改修工事【鞘管工、制水弁室整備等】
- ・ 高瀬支線用水路第4工区鳶ヶ巣水管橋他改修工事【水管橋耐震補強工等】
- ・ 高瀬支線用水路七宝山畑かん改修（その2）工事【布設替、鞘管工等】

○付帯施設整備

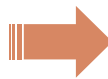
- ・ 幹線用水路スライドゲート施設他改修工事【スライドゲート整備等】
- ・ 幹線用水路チェックゲート改修工事【チェックゲート整備等】
- ・ 幹線用水路弁類改修工事【東部幹線用水路第19工区以降バルブ類整備等】
- ・ 幹線用水路弁類改修（その2）工事【各幹線におけるバルブ類・流量計等整備】
- ・ 幹線用水路付帯施設改修工事【各幹線のテレメータ子局建屋等整備】
- ・ 水管理制御施設整備工事【テレメータ情報通信施設整備】

令和3年度改修工事状況

西部幹線用水路第5工区白谷サイホン他改修工事（白谷サイホン排泥工改修）



施工前



施工後

「水資源機構営」

香川用水施設緊急対策事業進捗状況について

水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」が総事業費38億円、事業工期が令和2年度から令和6年度の5年間で実施されています。

本年8月末に本事業の主たる工事である高瀬支線水路のサイホン改築及びトンネル補強工事が完了しました。令和4年度は事業費12億円で長野川水路橋など東部幹線水路開水路部の耐震化対策工事に着手します。



長野川水路橋



長野第3開水路法面

香川用水クリーンアップ大作戦'22

～小学校への出前授業&児童との合同による清掃活動～

平成15年度から小学4年生を対象に行ってきた出前授業は、今年で20年目を迎え、これまでに約12,100名の児童に香川用水の恩恵や水の大切さについて学んでいただいております。

今年も新型コロナウイルス感染症の影響で、急遽中止を余儀なくされた学校もありましたが、感染症予防対策を徹底し、工夫をしながら実施しました。

児童や教職員からは、土地改良区の職員から直接話を聴くことができる貴重な学びの機会であったと好評を得ており、今後も子どもたちに、日頃接する機会の少ない香川用水施設内に入り、水路幅や高さを実感してもらう体験を通して、香川用水の重要性や役割について呼びかけていく予定です。

出前授業			出前授業&クリーンアップ		
実施日	小学校名	児童数	実施日	小学校名	児童数
6月9日	三豊市立二ノ宮小学校	10	10月26日	三木町立田中小学校	24
6月17日	高松市立三溪小学校	80	11月2日	高松市立植田小学校	12
6月24日	高松市立川島小学校	63	11月11日	高松市立東植田小学校	5
6月27日	観音寺市立豊田小学校	25	出前授業&施設見学		
9月5日	三豊市立比地大小学校	23	実施日	小学校名	児童数
9月8日	さぬき市立長尾小学校	50	8月26日	さぬき市立さぬき南小学校	25
9月14日	三豊市立笠田小学校	20	計 4校 66名		
11月1日	高松市立大野小学校	86	合計 12校 423名		
計 8校 357名					



クイズ形式の授業



測量スタッフを用いた雨量の説明



東部幹線揚水機場内の見学



東部幹線揚水機場操作室の見学

組合員の皆様へのお願い

令和4年度「維持管理費賦課金」の納入について

納入期限は **令和4年12月15日木**

単価は**10a当たり800円**です。

★賦課金の期限内納入にご協力をお願いします★

維持管理費賦課金とは

維持管理費賦課金は香川用土地改良区が施設の維持管理や配水管理のために必要な財源です。

なお、休耕田や転作田も維持管理費賦課金の対象となります。

土地改良区への届出について

組合員資格に変更があった場合

- ★組合員が死亡し、農地を相続した場合
- ★農地の売買、贈与、交換等により権利が移動した場合
- ★農地の賃貸借又は解約した場合
- ★農業者年金受給により経営移譲した場合
- ★住所を変更した場合



「組合員資格得喪届」の提出をお願いします。

農地を転用する場合

- ★農地を転用する場合(宅地、店舗、駐車場等)

農地転用には、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金(1㎡当たり26円)**を納入願います。

- ★公共事業用地(道路、河川敷等)へ転用する場合も決済金は必要です。



※決済金は、農地転用等で土地改良区全体の面積が減少しても、残った農地の受益者で管理運営費を負担しなければならず、将来過重負担にならないよう公平を図るため、土地改良法で納付が義務づけられています。

★上記のような変更が生じた場合には、すみやかに届出をして下さい。
届出をしなければ、従来のまま賦課金が賦課されることになります。

お問合せ先：香川用土地改良区 (☎087-802-5722財務課)
又は関係市町担当課・関係土地改良区



＝香川用水土地改良区の主な動き＝

令和4年

- 6月11日 第38回香川用水水口祭（香川用水記念公園水口の広場）
- 27日 第63回配水管理委員会
- 7月12日 香川用水管理運営協議会
- 20日 吉野川総合開発香川用水事業推進協議会総会
- 8月7日 水辺の納涼祭（香川用水記念公園）
- 9日 第126回監事会
- 23日 常任委員長会
- 9月5日 第83回総務委員会
- 20日 香川用水取水制限全面解除
- 10月27日 第142回理事会
- 11月7日 常任委員長会
- 16日 第42回財務委員会



第38回 香川用水水口祭

今後の予定

- 12月1日 香川用水周知会（東讃）
- 2日 香川用水周知会（中讃）
- 5日 香川用水周知会（西讃）



水と土のネットワーク香川用水

水と土のネットワーク

事務局だより

施設の維持管理について

香川用水土地改良区が管理する幹線水路は県内の広域におよび、適切な配水管理を行っていくためには、日々の維持管理が重要です。

そこで今回は、職員が行っている日常業務の一部を紹介します。



用地内の除草



施設の清掃



揚水機の点検



通信機器の点検

香川用水土地改良区

ホームページアドレス：<https://www.kagawayousui.com/> E-mailアドレス：t-kagawa@kagawayousui.com